

別表		合板・製材生産性強化対策交付金事業				実績報告関係書類一覧	
		間伐材 生産	間伐材生 産以外	森林作業道	機械器具整 備	摘要	
提出書類	実績報告書	要領別紙3－ 様式第26号	○	○	○	○	
	確認書	要領別紙3－ 様式第35号	○	○	○	○	
	実行内訳書	要領別紙3－ 様式第12号	○	○	○	○	どちらかの様式を提出する。なお、信州の森林づくり事業補助金申請内訳書は、造林システムより出力される様式。
	信州の森林づくり事業補助金申請内訳書						
	実行経費内訳書	要領別紙3－ 様式第13号	○	○	○	○	
	実行内訳書付表	要領別紙1－ 様式第9号	○	○	○	○	どちらかの様式を提出する。なお、実行内訳書兼調査調書は、造林システムより出力される様式。
	実行内訳書兼調査調書						
	位置図		△	△	△	—	交付申請時と変更が無い場合は不要
	森林計画図		△	△	△	—	交付申請時と変更が無い場合は不要
	実測図	要領別紙3－ 様式第14号	○	○	○	—	
	測量野帳	要領別紙1－ 様式第10-2号	○	○	○	—	面積計算の根拠資料を添付すること
	森林作業道作設に係るチェックリスト	要領別紙1－ 様式第10-3号	—	—	○	—	
	管理プロット調査結果表	要領別紙1－参 考様式	○	△	—	—	管理プロットを要しない施業は不要
	精算設計書		○	○	○	—	
	証拠書類の写し		—	—	—	○	購入伝票・納品書、請求書、支払伝票・領収書
	社会保険等加入状況調査表	要領別紙1－ 様式第12号	△	△	△	—	施行地ごとに事業に従事した各現場労働者について社会保険等の加入状況を記載した表(間接費の適用を受ける場合)。なお、造林システムより出力される社会保険等の加入実態状況調査表に替えての提出も可能とする。
	写真		○	○	○	○	要領別紙1別表2に基づく。機械器具整備は、購入等の機械器具を撮影した写真(型番等がある場合は写した写真)1枚以上及び使用状況の写真1枚以上
	搬出材積集計表	要領別紙1－ 様式第11号	○	—	—	—	市場伝票等の集計表 なお、造林システムより出力される搬出材積集計表に替えての提出も可能とする。
作業安全規範チェックシート	要領別紙1－ 様式第40号	○	○	○	—		
環境負荷低減チェックシート	要領別紙3－ 様式第36号又は第37号	○	○	○	—		
調査時提示書類	森林経営計画認定書および該当箇所の森林経営計画書		△	△	△	△	森林経営計画に基づき実施した場合又は要領別紙1の第3の4の(1)に準ずる場合であって補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林である場合
	森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる書類		△	△	—	△	森林経営計画対象森林以外の森林で実施する場合
	森林経営委託契約書等		△	△	△	△	森林経営計画が作成されていない森林で実施する場合は森林所有者から森林の経営の委託契約等により計画対象森林について原則として5年以上の期間にわたって育成及び保護することを委任されたことを証する書面 また、森林所有者と契約書は原則として森林所有者の自筆署名とする
調査時提示書類	施行地台帳		△	△	△	—	当該団地内で過去5年以内に施業履歴がなければ不要
	写真		△	△	△	△	補足等の説明に必要な場合
	事業の実施権限を有することがわかる書類		△	△	△	—	事業主体が森林所有者の場合や他の書類で確認できる場合は不要 また、森林所有者と同意書や受委託契約書等は原則として森林所有者の自筆署名とする
	特定間伐等促進計画		—	—	—	—	特定間伐等促進計画による場合
	社会保険等加入状況表にかかる支払い証明書		△	△	△	—	間接費の適用を受ける場合
	作業従事者の確認書類		○	○	○	—	作業期間等が確認できる書類
	請負等契約書		△	△	△	—	請負等契約がある場合は契約書を提示する。
	資材伝票		—	△	—	—	資材(苗木、鳥獣害防止施設の資材)を使用している場合は提示する。
	材積伝票又は検知野帳		○	—	—	—	搬出材積の根拠となる書類を提示する。
	伐採及び伐採後の造林届,作業許可		○	△	△	—	届出書、許可書等の写しを提示する。 なお、下刈りは不要
	埋蔵文化財法関係書類		△	△	△	—	埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地での施業実施時は文化財保護法に基づく書類を提示する。
	自然公園法関係書類		△	△	△	—	特別保護区内での施業を実施する場合は許可書を提示する。
	森林づくり条例関係書類		—	—	△	—	森林保全重点地域内において0.1ha以上の施業を実施する場合
	火災、気象災、噴火災、病虫害等による被害状況等の資料		△	△	△	—	施行完了後に火災、気象災、噴火災、病虫害等の被害を受けた場合は当該被害に係る資料を提示する。
判例:○必要 △必要に応じて —不要							

判例:○必要 △必要に応じて —不要